



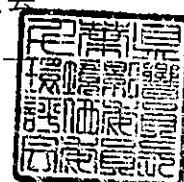
環 第 9 0 3 号

令和4年1月21日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 葉 山 嘉



(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る
環境影響評価方法書について（答申）

令和3年9月22日付け環第522号で諮問のあったことについては、
別添のとおり答申する。

(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及び周辺地域の状況等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討を行った。

本事業は、東金市外三市町清掃組合環境クリーンセンター（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴い、効率の高いエネルギー回収及び災害等に対する強靭化などを目的に、新たに別の場所に、1日当たりの処理能力が125トン（62.5トン×2炉）のストーカ方式の廃棄物焼却施設並びに粗大ごみ及び不燃ごみ等を処理するリサイクル施設（以下「新設施設」という。）を設置するものである。現行施設では、東金市、山武市、大網白里市及び九十九里町の3市1町で発生する一般廃棄物を対象に処理を行っているが、新設施設では、山武市を除く2市1町から発生する一般廃棄物を対象に処理を行うこととしている。焼却の過程で発生した熱は、最大限発電に利用し、その他、冷暖房及び給湯用として利用する計画である。また、上水道が断水した場合に備え、代替水源として揚水井戸を設置する計画である。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は田畠に囲まれた平地に位置するが、事業区域の周辺には、山武市も含め、複数の住宅地が存在するほか、教育施設、病院及び福祉施設等も存在していることから、本事業の実施に当たっては、大気質や悪臭、騒音等について、生活環境への十分な配慮が必要である。また、事業区域から北東約1キロメートルには国指定天然記念物である「成東・東金食虫植物群落」が存在している。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

- (1) 新設する廃棄物焼却施設における計画処理量について、平成29年度以降における年間ごみ処理量の実績値が「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年3月 東金市外三市町清掃組合）」に示す推計値を上回っていることを踏まえ、将来的に焼却能力に不足が生じることがないよう、関係市町及び事業者と連携し、住民や事業者への普及啓発、集団回収の検討並びに容器包装廃棄物、プラスチック使用製品廃棄物及び紙ごみの分別収集などにより、ごみの再資源化を促進し、ごみ処理量を低減させること。
- (2) 事業区域内に設置を予定しているストックヤードについて、その構造及び使用目的を明らかにするとともに、当該箇所に災害廃棄物を保管する場合にあっては、飛散、流出及び悪臭の発散の防止について必要な措置を講ずること。
- (3) 工事の実施及び新設施設の稼働による水質、土壤及び地下水への影響が成東・東金食虫植物群落に及ぶことのないよう、十分配慮すること。
- (4) 環境保全計画に示されている地球温暖化防止計画について、電気自動車等の導入や廃棄物収集ルートの最適化など、二酸化炭素排出削減に必要な最大限の取り組みを検討すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 大気質

廃棄物処理施設の稼働に伴うばい煙の発生による大気質について、「新ごみ処理施設整備基本計画（令和2年3月東金市外三市町清掃組合）」では、環境影響評価における調査、予測結果を基に必要に応じて煙突高さの見直しを行うとされていることから、当該基本計画策定時における煙突高さに関する検討結果及び環境への影響の程度を踏まえ、煙突高さの変更も含めた環境保全措置を検討すること。

(2) 水質

工事中の排水の放流先水路の流向について、降雨の影響や農業利水などによる流向の変化を適切に把握すること。なお、流向変化の状況によっては、必要に応じて調査地点を見直すこと。

(3) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働による超低周波音について、既存の事例から著しい影響を生じさせないことを理由に環境影響評価項目に選定しないとしているが、本事業に既存の事例を適用させる妥当性を具体的に明らかにした上で、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合を除き、環境影響評価項目に選定すること。

イ 施設から発生する100ヘルツ以下の騒音について、1/3オクターブバンド音圧レベルの調査を実施し、事業区域周辺の住宅地への影響を適切に予測、評価すること。

(4) 土壌

ア 事業区域内における土壌調査について、周辺地域の地下水の測定結果で砒素が検出されていることを踏まえ、調査の結果、砒素が検出された場合は、その原因及び必要な対策について検討すること。

イ 事業区域内における土壌調査について、掘削土の発生が想定される造成計画範囲を明らかにした上で、適切に調査地点を設定すること。

(5) 動物及び生態系

鳥類の定点観察地点及び昆虫類のライトトラップ設置地点について、事業区域境界付近の1地点となっているが、樹林地内の生息状況を適切に把握するため、事業区域内の樹林地を含めた複数地点での設置を検討すること。

(6) 景観

事業区域周辺には複数の住宅地が存在しており、直近では北西約200メートルに位置することを踏まえ、施設による圧迫感を可能な限り低減させるため、施設配置の変更を含む環境保全措置を検討すること。

3 その他

事業の実施に当たっては、周辺自治体、地域住民等からの懸念や要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方向のコミュニケーションを図るとともに、地域の特性にも十分留意した上で、生活環境の保全に万全を期すこと。

<留意事項>

環境影響評価制度に基づく事項のほか、以下の事項について留意する必要がある。

- 1 浸水対策について、県が公表している「作田川水系 作田川」の浸水想定を踏まえた対策としているが、事業区域は「真亀川水系 真亀川」の浸水想定区域内にも位置していることに留意すること。
- 2 事業区域及びその周辺において、地中の天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されていることから、事業の実施に当たっては、事前に天然ガスの湧出箇所を適切に把握した上で、事故の防止に万全を期すこと。

以上

【参考】 審議経過

令和3年 9月22日 諮問
令和3年10月15日 現地調査
令和3年11月19日 審議
令和3年12月17日 審議
令和4年 1月21日 答申案審議